

# 小樽市感染症予防計画（素案）の概要

1 総論	
1 策定根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第10条、感染症法第9条に基づく「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び感染症法第11条の規定による「特定感染症予防指針」
2 策定趣旨	感染症の予防及び感染症の患者への医療提供及び療養支援体制の総合的な推進
3 計画期間	令和6年度～令和11年度（6年間）（3年ごとに再検討）
4 推進体制	小樽市感染症対策協議会（以下「対策協議会」という。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・構成：小樽市医師会、感染症指定医療機関、その他の医療機関、小樽薬剤師会、小樽検疫所、訪問看護事業所、小樽市消防本部、小樽市保健所</li> <li>・協議事項：毎年、予防計画に基づく取組状況や、数値目標の達成状況等について進捗確認を行う</li> <li>・PDCAサイクルに基づく評価、改善を図る</li> </ul>
5 計画改定・再検討	社会情勢の変化や基本指針及び特定感染症予防指針の変更など、必要があると認めるときは、計画期間によらずこれを改定する
6 関連計画	北海道医療計画、小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画、北海道が定める感染症予防計画（以下「北海道感染症予防計画」という。）

2 項目と主な（施策）内容	
項目	主な（施策）内容
第1 感染症の予防の推進に関する基本的な方向	事前対応型行政を構築し、市民や関係機関とともに、感染症の予防・治療・人権の尊重に重点を置いた対策を行う。
第2 感染症の発生予防のための施策	感染症発生動向調査を中心とする対策に加え、平時における食品保健対策、環境衛生対策を推進する。また、国内に存在しない感染症の侵入を防止するため、検疫所と連携を図る。
第3 感染症のまん延防止のための施策	感染症の発生の状況、動向及び原因の調査を行うとともに、こうした情報などについて適時・適切に公表する。
第4 感染症及び病原体等に係る情報の収集、調査及び研究	感染症指定医療機関等の医師が道に対して届出等を行う場合には、電磁的方法で実施するよう、感染症指定医療機関等へ働きかけを行う。
第5 感染症の病原体等検査の実施体制及び検査能力の向上	新興感染症のまん延時に備え、病原体等の検査体制等を速やかに整備できるように、民間検査機関等との連携を推進する。【数値目標】
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保	新興感染症が発生した際に、速やかに入院、外来診療、自宅療養者等へ医療等が提供できるように、対策協議会、道と医療措置協定を締結した医療機関等と連携し、患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制を迅速に確保する。【数値目標 ※北海道感染症予防計画の再掲値】
第7 感染症患者の移送のための体制の確保	平時から関係部局間で連携し、感染症患者の病状や感染症の特性を踏まえ、安全な移送体制について協議する。

項目	主な（施策）内容
第 8 宿泊施設の確保	北海道感染症対策連携協議会等に参加するなど、道等と連携し、宿泊療養体制を確保する。
第 9 新興感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備	外出自粛対象者に対して、体調悪化時等に適切な医療に繋がることができる健康観察体制及び生活上の支援等の整備について、平時から準備を進め、感染拡大期等に速やかに機能するよう努める。
第 10 感染症対策物資の確保	個人防護具等の供給及び流通が的確に行われるよう、道等の関係機関や関係団体に対して必要に応じて要請を行うとともに、自ら個人防護具等の備蓄又は確保に努める。
第 11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	個人情報保護に留意の上、各種広報媒体等を活用し、法及び関係法令等に基づく適切な情報の提供及び感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行う。
第 12 感染症に係る人材の養成及び資質の向上	感染症に関する専門的研修の実施や研究について、道と連携しながら必要な人材の養成を進める。【数値目標】
第 13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	保健所が地域の感染症危機管理の拠点として、その役割や機能を十分に発揮できるよう、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時において、その体制を迅速に構築することができるよう、平時から準備を進める。【数値目標】
第 14 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保	国や道と連携し、関係機関等に対して特定病原体等の適切な取扱い等に関する情報を提供する。
第 15 緊急時における感染症の発生予防及びまん延防止、医療の提供のための施策	国内外で新興感染症の発生の疑いがある事態を把握した場合には、小樽市感染症対策本部を設置し、市内の感染対策の方針や注意喚起等の必要な対応を行う。
第 16 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	社会福祉施設等の感染の防止、災害防疫対策、国外からの感染症の侵入防止、動物由来感染症対策、外国人に対する情報提供、薬剤耐性対策等に努める。
第 17 特定感染症等対策の推進	関係法令等や特定感染症予防指針に基づく感染症の他、市の地域特性を踏まえた、感染症対策等を推進する。

### 3 数値目標

項目	数値目標の内容	流行初期	流行初期経過後
第 5 検査体制	検査の実施件数	30（件/日）	220（件/日）
	検査機器の確保数	2 台	2 台
第 6 医療提供体制	入院病床数	38 床	68 床
	発熱外来医療機関数	3 機関	47 機関
第 12 人材育成	小樽市職員等を対象とした研修・訓練	年に 1 回以上	
第 13 保健所体制	保健所における流行開始から 1 か月間において想定される業務に対する人員確保数	60 人	
	即応可能な IHEAT 要員の確保数	3 人	